

軽自動車や原付バイクなどの登録内容の変更はお済みですか

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日時点での所有者などに課税されます。すでに車両を譲渡していたり、解体済みであっても届け出がなければ課税されます。軽自動車、原付バイク、2輪の小型自動車、小型特殊自動車(トラクターなど)の登録内容に変更がある人は、3月末までに、下記で手続きしてください。

- **原付バイク(125cc以下)、小型特殊自動車：**
税務課(1階) ☎561-2308
- **軽二輪(126cc～250cc)、小型二輪(251cc以上)：**
近畿運輸局
滋賀運輸支局(守山市)
☎050-5540-2064
- **軽三輪、軽四輪：**
軽自動車検査協会
滋賀事務所(守山市)
☎050-3816-1843

問 税務課(1階)
☎561-2308、☎561-2479



危険な空き家になる前に

空き家を持っている皆さんへ

近年、全国的に空き家問題が深刻化しています。空き家を放置し続けると、倒壊、火災などの危険性や防犯、衛生上の課題も生じます。空き家の所有者には、法律に基づく管理責任がありますので、適正な管理をお願いします。市内の空き家の適正管理にお悩みの人は、相談してください。

問 建築政策課(4階)
☎561-1502、☎561-2486

マイナンバーカードはこんなに便利！

進学や就職で住民票などの証明書が必要なときは、マイナンバーカードを使用して、全国のコンビニエンスストアなどのマルチコピー機で取得できるコンビニ交付を利用してください。平日夜間や休日取得できるので大変便利です。

マイナンバーカードでコンビニ交付 Q&A

Q コンビニ交付で発行できる証明書は何ですか？

A 住民票(個人・全員)、印鑑登録証明書、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)、戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)、戸籍の附票、所得証明書、課税(非課税)証明書です。

Q ●自分のマイナンバーカードで同じ世帯の自分以外の人の住民票は取得できますか？

●自分のマイナンバーカードで同じ戸籍にいる自分以外の人の戸籍謄本(抄本)や戸籍附票を取得できますか？

A できます。マルチコピー機で、証明の必要な人を選んで取得してください。

Q コンビニ交付が利用できる店舗はどこですか？

A コンビニエンスストアの他、平和堂やイオンモール草津で利用できます。

- 問** ●【住民票・戸籍謄抄本・印鑑登録証明書について】
市民課(1階)
☎561-2344、☎561-2492
- 【税証明について】
税務課(1階)
☎561-2308、☎561-2479



詳しくはこちら

マイナポイントについて

マイナポイントは、スマートフォンからの申し込みができる他、市役所や図書館(草津町)、南草津図書館(野路一)に申し込みができる端末を準備していますので、必要な持ち物を持参し、利用してください。マイナポイントの申込期限については今後、国から示されます(昨年12月27日時点)。詳しくは、市ホームページをご確認ください。



対 2月末までにマイナンバーカードを申請した人

他 ①マイナンバーカード(4桁の数字の暗証番号が必要)、②決済サービスのカードやアプリ(IDとパスワードが必要)、③本人名義の口座情報(通帳など)を持参

問 ●【マイナポイント事業・マイナンバーカードの申請について】
マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178(9:30～20:00)

●【マイナポイント申し込みの支援について】
経営戦略課(7階)
☎561-2326、☎561-2489

●【マイナンバーカードに関すること】
市民課(1階)
☎561-2344、☎561-2492

市有財産を売却します

KSI官公庁オークションでの一般競争入札です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

草津 市有財産売却

検索

④ 入札 2月20日(月) 13:00～27日(月) 13:00

対 パトライト(散光式警光灯)、ガラス置物、無線LAN親機、リサイクル家具など

申 1月18日(水) 13:00～2月6日(月) 14:00

申・問 総務課(3階)
☎561-2305、☎561-2483
✉somu@city.kusatsu.lg.jp

所得税の還付申告はお早めに ～草津税務署では1月から受付しています～

所得税の確定申告期間は、2月16日(木)～3月15日(水)です。草津税務署ではこの期間以前でも、所得税の還付申告の受付を行っています。また、昨年より会場を変更し、草津税務署が還付申告相談会を開設します。当日は申告書の提出もできます。

- ④** 2月14日(火) 9:30～12:00(受付11:30まで)、13:00～15:30(受付15:00まで) **所** キラリエ草津 6階 大会議室(大路二)
- 他** ●マスクの着用が無い場合や、体調の悪い人(発熱や咳などの症状のある人)は入場できませんのでご了承ください
- 譲渡所得(土地、建物や株式など)、贈与税の申告相談は実施しません
- 混雑状況によっては15:00までに受け付けを終了します
- その他の申告の受付については、広報くさつ2月号でお知らせします

	公的年金等受給者・給与所得者	住宅借入金等特別控除を新たに受ける人
対象	・公的年金などを受給している人 ※事業所得や不動産所得、譲渡所得がある人を除きます ・令和4年中に一定額以上の医療費などを支払い、医療費控除による所得税などの還付申告をしたい人 ・令和4年中に退職し、年末調整ができていない人	・住宅ローンなどを利用して、自宅を新築や購入、増改築などをして、令和4年中に居住の用に供し、一定の要件を満たす給与所得者で、住宅借入金等特別控除による所得税などの還付申告をしたい人
必要なもの	・個人番号(マイナンバー)カードか、個人番号確認書類と本人確認書類(提示か、写しを添付) ・ボールペンなどの筆記用具や計算器具 ・公的年金や給与所得などの源泉徴収票 ※令和4年中に退職金を受け取った人で、退職所得を申告する場合は、退職所得の源泉徴収票も必要です ・医療費控除の明細書 ・寄附金控除の受領証明書(ワンストップ適用者も必要) ・各保険料などの控除証明書、健康保険料などの金額が分かるもの ※給与所得者で年末調整分を除きます ・振込先の預貯金口座の番号が分かるもの(本人名義) ・前年分の申告書の控えや税務署からのお知らせハガキなど、利用者識別番号が分かる書類(持っている人のみ)	・個人番号(マイナンバー)カードか、個人番号確認書類と本人確認書類(提示か、写しを添付) ・控除の要件や必要書類などは、事前に国税庁ホームページ(http://www.nta.go.jp/)をご覧ください

医療費控除

領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要です。
※医療保険者から交付された医療費通知(健康保険組合などが発行の「医療費のお知らせ」など)を添付すると明細の記入は省略できます
※領収書は自宅で5年間保存が必要(税務署から求められたときは、提示・提出が必要)です

年金受給者の申告

公的年金の収入が400万円以下で、それ以外の所得が20万円以下の人は、所得税などの確定申告は不要です。ただし、市・県民税の申告が必要な場合があります。
※所得税などの還付には、確定申告書の提出が必要です

問 ●草津税務署 個人課税部門(大路二) ☎562-1315(音声案内)・税務課 市民税係(1階9番窓口) ☎561-2309、☎561-2479

忘れずに納めましょう

市・県民税(4期)、
国民健康保険税(8期)
納期限(口座振替日) 1月31日(火)

- ・納付には口座振替が便利です
- ・コンビニやスマホ*、金融機関でも納付できます
- ※一部の税、納付書を除く
- ・納期限を過ぎると延滞金が発生します

納付書を紛失したときは
ご連絡ください。再発行します。
問 納税課(1階)
☎561-2311、☎561-2479

20歳がスタート！国民年金

国内に住所がある20歳以上60歳未満の人は、国民年金に加入し保険料を納める必要があります。加入の届け漏れや保険料の納め忘れがあると、年金が受け取れないこともあります。国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やけがで障害が残ったときや、一家の働き手が亡くなったときなどに、あなたや、あなたの家族の支えになります。20歳の誕生日の前に、国民年金に加入したことのお知らせが日本年金機構から届きます。

※すでに就職して厚生年金などに加入している人は、加入手続きは不要です

問 ●日本年金機構 草津年金事務所 国民年金課(西渋川一) ☎567-2220、☎562-9638

●保険年金課(1階) ☎561-2367、☎561-2480